

元の生活を返せ訴訟 第34回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第34回口頭弁論，福島地裁いわき支部において開催

第34回口頭弁論：3月5日（火）9：50から

同時開催：第34回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2019年3月5日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 今回の期日の意義

本日の期日も，重要な原告本人尋問となります。

子どもの被害を中心に，事故直後だけでなく，その後も継続的に続いてきた被害の実態を説明します。

第2 第34回口頭弁論の概要

1 原告

4人の原告本人尋問を予定しています。その各原告の概要について説明します。

① K. Fさん（男性）

Kさんは，原発事故によって，妻と生まれたばかりの子供（当時5ヶ月）と離れ離れで暮らすことを余儀なくされた方です。Kさんはいわき市に残り，妻子は石川県で避難生活を送ることになりました。

Kさんは，事故時，病院の事務局員でした。そして，事故当時の病院には，寝たきりなどの要介護度の高い方たちが100人以上入院していました。

Kさんはこの方たちを置いて自分だけ避難するという選択を取ることとはどうしてもできませんでした。すなわち，Kさんは，「家族と離れたくはなかったが，もし自分が避難して，患者さんに死者が出てしまったら一生後悔すると思った。」と話すなど，まさに極限の選択を強いられていました。

事実，Kさんが奮闘しなければ，病院の機能維持に必要な大量の水や食料，ガソリンなどの確保に支障が出てしまい，病院機能が危機的状況に陥った可能性は否定できません。

そのような，極限の選択をしなければならなかったこと，いわき市に残ることを選択した結果，かわいい盛りでどんどん成長していく子供と一緒に過ごせなかったことの悔しさや悲しさ，被ばくによる将来の子供の健康不安を今回の尋問では中心に聞いていく予定です。

② S. Y (女性)

S. Yさんは、いわき市で生まれ育ち、いわき市の自然の恵みを楽しんで生きてきました。河原でBBQをしたり、勿来海水浴場に遊びに行ったり、自宅の家庭菜園の野菜をもいで食べたりと、自然の中で成長してきました。原発事故前は、全く同じ環境で、娘2人を育てていました。

ところが、原発事故によって、祖母、父、2人の娘、弟の家庭、親戚の計9人で、白河での避難生活を余儀なくされました。

避難先では、狭い旅館一室に9人で生活をしていたので、ストレスが溜まり、子供たちも、そのようなストレスを持った大人の雰囲気を感じ取って、ストレスを溜めていってしまいました。外で遊ぶことが大好きだった子供たちは、遊べないことでストレスを溜め、「どうして外で遊んじゃいけないの」と聞いてきたりしました。

いわき市に戻ってからも、数々の行動が制限せざるを得ませんでした。まず、水道の水を飲むことは危険なので、ウォーターサーバーを購入しました。福島県産の食物は購入しないようになり、周りの住民たちも畑で野菜を作らなくなりました。

保育園や学校では、産地が不明の食物を使った給食を出しているため、皆それらを食べなくなり、お弁当を持たせるようになりました。また、水道水を飲ませるわけにはいかないため、毎日水筒を持たせています。

ほとんどの子供が外で遊ぶこともなくなり、皆、家の中で遊んでいます。かつて自由に行っていた川遊びも、海水浴も、今は全くなくなりました。近所の農家からもらった野菜を食べることもなくなりました。

Sさんは、自分が小さい時に行っていた自然の中での遊び、自然の中での生活を、自分の子供たちに味わわせてあげられなくなったことについて、大変大きな苦しさを抱えています。また、子供は、2人とも女の子なので、将来、結婚をするときや出産をするときに、何らかの差別を受けないか非常に心配で、そのようなことを考えるたびに、「産んでしまっでごめんなさい」という感情に襲われています。

Sさんの尋問を通じて、子を持つ親が、本件原発事故でどのように生活し、どのように苦しんでいるのかを明らかにする予定です。

③ S. A (女性)

S. Aさんは、「自身の被害」と「小学校の被害」の二点について話します。

「自身の被害」について、Sさんは、事故当時、85歳の義母と22歳の娘と生活していました。Sさんは、放射能について多少の知識があったため、白血病等の恐怖から直ぐ避難したかったものの、ガソリンがないため避難ができず、約1週間ほとんど外に出ずに自宅で籠城生活をしていました。息子が迎えに来てくれたため、避難することができましたが、Sさんは仕事のため、やむなく1週間ほどでいわき市に戻ってきました。

Sさんの自宅はいわき市の中心地から5kmほどしか離れていないが、平成26年時点でも、約1 μ Sv/h（地面から1cm）もの線量が出ていた。しかし、汚染

土を自宅内保管しなければならぬため、除染を行わなかった。

「小学校の被害」について、Sさんは、事故当時、いわき市の教職員組合の専従職員をし、2013年からは小学校の教員に復帰していた。

いわき市教育委員会は、事故直後の3月29日に突然、4月6日からの学校再開を発表した。原発事故は収束せず、放射能への不安も大きい中、教員や保護者は反発したが、子どものことを考え、やむなく従った。その学校再開に間に合わせるために、やむなく多くの保護者は、避難を中止して、いわき市に戻ってきた。

その後の小学校での放射能対策は、線量が低いから対策をしないというものではなく、子どもの健康や安心のため最大限慎重に行っていた。

たとえば、Sさんが2013年4月から教員として復帰した小学校では、2017年までプールサイドでの線量測定を行い、田植・稲刈り等の直接土に触れあう活動は2016年まで行わなかった。線量自体は低かったが、子ども素足や素手で触れる活動のため、教師自身の不安や保護者の不安のため、慎重な対応を行っていました。

線量は気にしつつも、それがたとえ低いとしても、市民が安心することには必ずしも直結しないことなどのいわき市の実態を説明します。

④ K. M (女性)

Kさんは、原発事故によって、4人のお子さんと一緒に山梨県での避難生活を余儀なくされました。

Kさんは、事故時、さくらんぼ保育園の姉妹園である好間保育所に勤務する保育士でした。

好間保育所では、自然との関わりを重視し、自然との関わりの中で子どもの心身の成長を育んでいくという確固たる教育方針をもっていました。園庭で遊ぶ際にも冬以外は裸足で過ごさせ、散歩の際には山に入って山菜や木の実を採ってきたり、タケノコを掘ったりして、子ども達が自然と精一杯触れあえる時間を過ごすことを何より大切にしてきました。

ところが、原発事故後はこうした保育園での生活は一変してしまいました。

あれほど自然との関わりを大切にしていた保育園が、事故後は約1年半園庭で子ども達を遊ばせることができず、散歩も再開したのは原発事故から2~3年後のことでした。その間は、やむなく運動会を室内で開催したり、子ども達が運動不足にならないように、室内に障害物を置いて子どもに体力を使わせるなど、様々な工夫をしてきました。

また、園庭での遊びや散歩を復活させた後も、従来と同じ所に散歩に行くことはとてもできず、先生方がいつも線量計を持ち歩いて、計測しながらお散歩をしています。自然に触れることが大好きだった子ども達に、「ここは触っては駄目」「水たまりに入っては駄目」などと注意せざるを得なくなってしまいました。

先生達は、子ども達に自然に触れさせてあげたいという気持ちと、子ども達を放射線被ばくから守らなければならないという思いで、日々葛藤にさいなまれていま

す。

Kさんの尋問を通じて、保育園という子ども達の健全な発達の場合が原発事故によってどのように変容させられてしまったのか、子ども達が精一杯自然に触れることを制限せざるを得ない先生方の苦悩などについて明らかにする予定です。

2 東電

提出書面や証拠はない。

3 国

提出書面や証拠はない。

4 第34回口頭弁論の進行

上記原告の①から④の順番で原告本人尋問が実際されます。

5 次回第35回法廷

2019年5月8日(水)

※朝から夕方まで原告本人尋問を予定しています。開始時間は午前9時50分を予定しています。

第3 訴訟そのものの概要

1, 原告

福島県いわき市の市民1,574人(1次822人/2次571人/3次181人)
世帯数(1次336世帯/2次264世帯・内16は1次と重複/3次83世帯)

2, 原告の内訳

子ども1(本件事故当時,0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む)(1次140人/2次78人/3次30人)

子ども2(本件事故後に懐胎・誕生した子)(1次8人/2次6人/3次5人)

妊婦(本件事故当時,妊娠していて分娩前であった人)(1次7人/2次4人)

一般(1次667人/2次483人/3次146人)

3. 請求内容

①原告全員

事故後,被告らが,福島県いわき市全域において,空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い,かつ,福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで,毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は,本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円,それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円(②の慰謝料と合わせて合計50万円)。

なお,これらは全て,発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以上